

# 防府市児童遊園設置及び管理要綱

昭和53年4月1日制定

(目的)

第1条 児童に健全な遊び場を与えその健康を増進し、情操を豊かにするため児童遊園を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、児童遊園とは、地域における児童（主として幼児及び小学校低学年児童）の健全育成施設として野外に設ける小規模な遊び場であつて第3条第3号に定める施設基準に適合するものをいう。

(設置基準等)

第3条 児童遊園の設置基準は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山口県条例第3号）第32条に定めるほか、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 設置主体

防府市

(2) 設置場所

交通ひんぱんな地域、住宅密集地域等環境に恵まれない地域又は遊び場の不足している地域

(3) 設置基準

イ 敷地の面積は、おおむね330㎡以上とする。

ロ 広場の面積は、敷地の2分の1以上とする。

ハ ブランコ、低鉄棒、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場及びその他適当な遊具のうちから選択した4種類以上の遊具を設置する。

ニ 付属設備として便所、水飲場、ベンチ、外棚、植樹、照明設備等のうち設置することが必要であると認められる設備を設置する。

(名称、位置及び面積)

第4条 児童遊園の名称、位置及び面積は別表のとおりとする。

(管理)

第5条 児童遊園の管理に関する庶務は土木都市建設部都市計画課で行うもの

とし、その詳細については、市長が別に定める。

(禁止行為)

第6条 児童遊園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 児童遊園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告その他これに類するものを表示すること。
- (5) 指定された場所以外の場所へ車等を乗り入れ、又は止めておくこと。
- (6) 前各号のほか、児童遊園の管理に支障がある行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、児童遊園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合においては児童遊園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため児童遊園の利用を禁止し若しくは制限することができる。

附 則

- 1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行の際、現に設置している児童遊園にあつては、この要綱の規定により設置したものとみなす。

附 則

この要綱は、平成7年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

## 別表（第4条関係）

## 児童遊園一覧表

	名 称	位 置	面積（㎡）
1	大道児童遊園	大字台道 1346-13 外	2,679
2	玉祖児童遊園	大字佐野 397-1	1,252
3	大日児童遊園	大字高井 885	914
4	誠和児童遊園	大字下右田 468-2	1,536
5	吉敷児童遊園	大字下右田 874 外	357.08
6	上右田児童遊園	大字上右田 2698-7 外	1,906
7	桜本児童遊園	迫戸町 252 外	1,490.42
8	本橋児童遊園	本橋町 561-1	666
9	中半田児童遊園	今市町 449-1 外	97.41
10	前小路児童遊園	松崎町 2709-1 外	973.26
11	多々良児童遊園	惣社町 156	1,120
12	牟礼児童遊園	大字江泊 1054-2 外	2,224.52
13	浦開作児童遊園	大字富海 2921-14	228
14	記念モデル児童遊園	三田尻三丁目 55-1 外	5,091
15	北山手児童遊園	大字田島 2171-3	1,195
16	向島児童遊園	大字向島 379-24 外	1,058
17	小田児童遊園	大字向島 1366-39	156
18	自力児童遊園	自力町 1722-6 外	343.69
19	下津令児童遊園	大字台道 5577 外	1,209
20	日の出広場児童遊園	本橋町 543	4,328.40
21	今市児童遊園	今市町 421-1	54
22	西町児童遊園	大字富海 2545-11	125
	計		29,003.78